

名工契第 216 号
平成28年 3月28日

名護市登録業者（建築一式工事、管工事、電気工事） 各位

名護市長 稲嶺 進
【公印省略】

営繕工事における数量公開について（通知）

名護市では、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札参加者等の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に、数量を公開することを決定し、その手続きを下記のとおり定めたので通知します。

1. 数量公開とは

営繕工事における数量公開とは、予定価格のもととなる工事費内訳書等から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」）を、参考資料として公開、提供するものである。

2. 対象工事

原則として、指名競争入札及び公募型指名競争入札で発注する全ての営繕工事を対象とする。

ただし、発注課が公開を不相当と判断するものは公開の対象としない。

3. 数量書の範囲

数量書は、予定価格のもととなる工事費内訳書から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものとし、原則として全数量を公開範囲とする。

また、工事費内訳書において、数量を一式としている項目の根拠となる数量を記載した別紙明細書及び共通仮設費や現場管理費の算定の際に必要な応じ積み上げられる項目数量等を記載した共通仮設費明細書や現場管理費明細書についても、同様の取り扱いとする。

ただし、軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した別紙明細書及び共通費別紙明細書については除くことができるものとする。

4. 数量書の取扱い

数量書は発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札者等の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に公開、提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考資料（参考数量）として取扱うこととする。

5. 数量書の公開方法等

(1)公開の具体的方法について

指名競争入札においては、電子メールにて送信する「名護市発注業務に係る指名通知について【〇〇工事】」において数量書と数量公開説明書（別紙2）を併せて公表する。

なお、公募型指名競争入札については、本市ホームページにおいて上記同様、数量書と数量公開説明書（別紙2）を併せて公表する。

(2)公開時期

数量書の公開時期は、原則として見積もりを行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時とし、電子データにより公開する。

(3)数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出及び質問に対する回答書の閲覧等の方法はこれまで同様、入札公告等の質問及び回答と同一の手法によるが、入札の公告等に対する質問及び回答と数量書に対する質問及び回答は区別するものとする。

6. 適用年月日：平成28年4月1日

（平成28年4月1日以降に指名通知又は入札公告する工事から適用する。）

(別紙2)

数量公開の説明書

1. 公表数量の取扱いについて

数量書は発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札者等の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に公開、提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考資料（参考数量）として取扱うこととする。

2. 提供する数量書について

数量公開にあたり提供する電子データは、本説明書を含め次のとおりとする。

①数量書(PDF形式)

3. 数量書について

(1)数量書の範囲

数量書は、予定価格のもととなる工事内訳書から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものとし、原則として全数量を公開範囲とする。

また、工事内訳書において、数量を一式としている項目の根拠となる項目数量を記載した別紙明細書及び共通仮設費や現場管理費の算定の際に必要なに応じ積み上げられる項目数量等を記載した共通仮設費明細書や現場管理費明細書についても、同様の取り扱いとする。ただし、軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した別紙明細書及び共通費別紙明細書については除くことができるものとする。

(2)工事費の構成等

工事費の構成及び工事内訳書、数量は、次の基準に基づき作成している。

『建築工事・電気設備・機械設備』

- ・ 建築工事積算基準（平成 26 年度版）沖縄県土木建築部
- ・ 建築工事共通費積算基準（平成 26 年度版）沖縄県土木建築部
- ・ 建築工事標準単価積算基準（平成 26 年度版）沖縄県土木建築部
- ・ 建築工事積算基準等資料（平成 27 年度版）沖縄県土木建築部

※関係基準書等

- ・ 公共建築工事積算基準 平成 27 年度版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）
- ・ 公共建築工事積算基準の解説 建築工事編 平成 27 年度版（ 〃 ）
- ・ 公共建築工事積算基準の解説 設備工事編 平成 27 年度版（ 〃 ）
- ・ 建築工事内訳書標準書式・同解説 平成 27 年度版
- ・ 建築工事内訳書標準書式【設備工事編】・同解説 平成 24 年度版
- ・ 建築工事数量積算基準・同解説」（建築工事建築数量積算研究会） 制定

4. 数量書等に対する説明等

数量書に対する質問の提出及び質問に対する回答書の閲覧等の方法は、これまで同様建設工事等内容質問書で受け全て指名業者へ対し回答する方法と同一の手法によるが、数量書に対する質問及び回答は区別するものとする。